

建設リサイクル法の

届出・通知で

オンライン申請

が可能になりました

稲沢市での電子申請

- ・「地階を除く階数が2以下かつ高さ16m以下である延べ面積300平方メートル以下の木造建築物」
(建築基準法第6条第1項第2号建築物の一部)
- ・「平屋で延べ面積200平方メートル以下の木造以外の建築物」
(建築基準法第6条第1項第3号建築物)

届出（民間工事）



通知（公共工事）



○留意事項

- ・手続き後、「交付物発行のお知らせ」メールが届きましたら、【建設リサイクル法届出・通知済ステッカー】を各自でダウンロードし、印刷する必要があります。
- ・ダウンロードしたステッカーをカラー印刷（※カラー印刷ができない場合は白黒でも可）し、工事現場の標識等の見やすいところに掲示してください。

稲沢市 Web : <https://www.city.inazawa.aichi.jp/0000000223.html>

ページ ID:223



上記以外の建築物の場合、オンラインでの届出・通知先は**愛知県**となります。

愛知県 Web : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/kensetsurecycleonline.html>



お問い合わせ
稲沢市まちづくり部建築課
建築指導グループ
TEL:0587-32-1409